

広報誌「掲示板」は毎月発行しています。過去の記事はホームページの掲示板サイトをご覧ください。

みんなが健康で明るい職場と家庭が願い



丹波篠山市

掲示板

兵庫県建築健康保険組合

2025年7月15日 No. 258

TEL : 078-997-2311 FAX : 078-997-2328
E-Mail : hyougokenkentiku@mub.biglobe.ne.jp
URL : <http://www.hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp/>



● 算定基礎届の提出にご協力いただき、ありがとうございました。

ご多忙のところ、算定基礎届の提出にご協力いただき、ありがとうございました。ご提出していただきました算定基礎届・月額変更届（令和7年7月改定）は、当健康保険組合で処理が終り次第、その都度決定通知書・改定通知書を送付させていただきます。なお、独自様式で提出された事業所様への決定通知書の送付は8月後半になります。

通知書が届きましたら、その内容をご確認していただき、被保険者の皆様に、新しい標準報酬月額及び負担する保険料額をお知らせしていただきますようお願いいたします。

なお、算定基礎届をまだ提出されていない事業主様は、すみやかにご提出していただきますよう、ご協力方よろしく申し上げます。

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を**全世代・全経済主体**が支える**新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。

「子ども・子育て支援金」って何？



・「子ども・子育て支援金」は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「加速化プラン」の財源の一部であり、**子育て世帯に対する大きな給付の拡充**を通じて、**子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。

・少子化の傾向を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持にもつながるため、**高齢者や企業の皆様を含む全世代・全経済主体から医療保険料とあわせて支援金を拠出いただくこと**としております。



いつから？

開始時期について

- 子ども・子育て支援金は**令和8年4月分保険料（5月納付分）**より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



- 納入告知書（請求書）には、**第3の費目**として子ども・子育て支援金が追加されます。

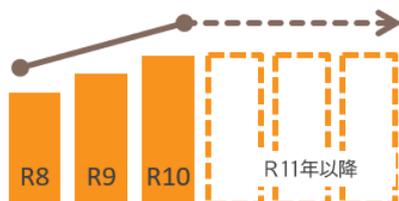


※健保組合は、子ども・子育て支援金の**代行徴収的**な位置づけになります。

いくら支払う？

どの程度の負担額か

<支援金率・支援金の負担イメージ>



支援金額の計算方法

（標準報酬月額×支援金率※＝毎月の支援金額）

※支援金率は、令和8年度からスタートし、令和10年度にかけて**0.4%程度**に段階的に上がることが想定されます。

（参考）各年度における支援納付金の総額（医療保険制度全体）
R8年度…約6,000億円
R9年度…約8,000億円
R10年度…約1兆円

- ただし、国が令和10年度に支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように**右肩上がり**で増え続けることはありません。
- 健保組合と協会けんぽには、国が一律の支援金率を示すこととなっています。

何に使う？

支援金の使途は

- 支援金を財源として、国が**こども未来戦略「加速化プラン」**の取り組みを実施します。
- 加速化プランとは、我が国の**少子化対策を促進**するために、児童手当の拡充等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことで。

<加速化プランの施策>

- 妊婦のための支援給付 ● 出生後休業支援給付率の引き上げ ● 育児時短就業給付 等

こども未来戦略とは？



- ・ **総額3.6兆円規模**のこども・子育て支援を行う政府の**戦略**です。
- ・ 令和6年度から3年間で集中的に取り組む加速化プランに基づき、以下のような**給付の拡充等**を行うこととしています。

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり**月3万円に大幅増額**します。
- 4か月に1回から、**2か月に1回の支給**になります。

960万円未満	支援対象		児童手当(月額)	
	0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降	1.5万円
3歳～小学生	1万円		1.5万円	
中学生	1万円		1万円	

所得制限なし	支援対象		児童手当(月額)	
	0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降	3万円
	3歳～小学生	1万円		1万円
	中学生	1万円		1万円
高校生	1万円		1万円	

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、
 ・ 妊娠届出時に**5万円**
 ・ 妊娠後期以降に妊娠している**こどもの数×5万円**を支給します。



※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、**最大28日間、手取りの10割相当**を支給します。



※令和7年度から実施

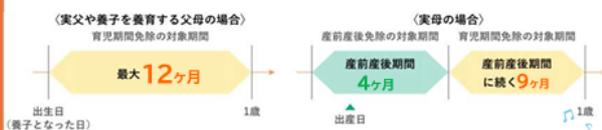
育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、**時短勤務時の賃金の原則10%を支給**します。

※令和7年度から実施

育休期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、**育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設**します。



※令和8年10月から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが**時間単位等で柔軟に利用**できる制度です。
 (こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

● 被扶養者〔配偶者を除く19歳以上23歳未満〕の認定について

～ 令和7年10月1日から基準額（150万円）に変わります ～

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除が創設されました。

このことにより、健康保険の被扶養者の認定において、配偶者を除き、19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入に関する認定要件については150万円未満とすることとなります。

該当年齢以外の年間収入に関する認定要件は従来どおり130万円未満となります。

この取り扱いは令和7年10月1日から適用します。

以下に厚生労働省が示しているQ&Aを記載しますのでご確認ください。

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ&Aについて

Q1 なぜ19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について年間収入の要件を変更するのか。また、なぜ配偶者は今回の変更の対象とならないのか。

A 令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしたもの。なお、配偶者とは、健康保険法等における取扱いと同様、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

Q2 学生であることは要件ではないのか。

A 税制改正における取扱いと同様、学生であることの要件は求めない。あくまでも、年齢によって判断されたい。

Q3 局長通知中「当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和52年通知と同じとする」とあるが、具体的にはどのような取扱いとなるのか。

A 認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者（配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を除く。以下同じ。）が19歳以上23歳未満である場合（以下「19歳以上23歳未満である認定対象者」という。）にあっては150万円未満として取り扱うこととしているが、その他の取扱いについては、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知）に基づき、以下のとおりとなる。

1 19歳以上23歳未満である認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

（1）19歳以上23歳未満である認定対象者の年間収入が150万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。

（2）前記（1）の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が150万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているとき認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

2 19歳以上23歳未満である認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、150万円未満であって、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

3 前記1及び2により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

- 4 前記取扱いによる被扶養者の認定は、今後（適用日後）の被扶養者の認定について行うものとする。
- 5 被扶養者の認定をめぐる、関係者間に問題が生じている場合には、被保険者又は関係保険者の申し立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の地方厚生（支）局保険主管課長が関係者の意見を聴き適宜必要な指導を行うものとする。

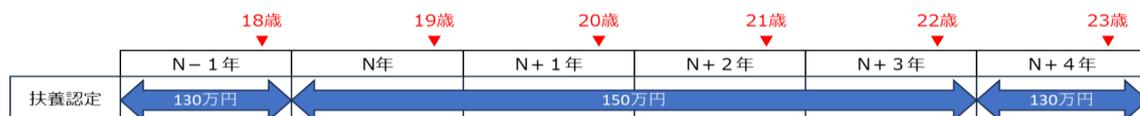
Q 4 年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）についてはいつの時点で判定するのか。

A 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の取扱いと同様、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定する。

例えば、N 年 10 月に 19 歳の誕生日を迎える場合には、N 年（暦年）における年間収入要件は 150 万円未満となる。なお、健康保険法等における取扱いと同様、民法（明治 29 年法律第 89 号）の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が 1 月 1 日である者は 12 月 31 日において年齢が加算される点に留意すること。

（参考）

- ・ N-1 年（18 歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は 130 万円未満。
- ・ N 年～N+3 年の間（19 歳の誕生日を迎える年から 22 歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は 150 万円未満。
- ・ N+4 年（23 歳の誕生日を迎える年）以降、60 歳に達するまでの間の年間収入要件は 130 万円未満。



Q 5 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定については、所得税法上の取扱いと同様に、過去 1 年間の収入で判定することとなるのか。

A 年間収入が 150 万円未満かどうかの判定は従来と同様の年間収入の考え方により判定することとなる。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後 1 年間の収入を見込むこととなる。

Q 6 12 月 31 日現在の年齢が 22 歳である年（暦年）の翌年においては年間収入 130 万円未満かどうかにより被扶養者の認定を行うこととなるのか。

A お見込みのとおり。

Q 7 今回の取扱いを踏まえ、被扶養者の削除の届出の取扱いに変更はあるのか。

A 被扶養者の削除の届出の取扱いに変更はない。

Q 8 令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より前に遡って認定する場合の 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の認定対象者の年間収入の要件は 130 万円未満ということでしょうか。

A お見込みのとおり。

Q 9 今般の取扱いを受けて 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の年間収入が 150 万円を一時的に超えた場合でも、「年収の壁・支援強化パッケージ」について」（令和 5 年 9 月 29 日付け保保発 0929 第 7 号厚生労働省保険局保険課長通知）等に基づく事業主証明により認定継続ができるということでしょうか。

A お見込みのとおり。

マイナンバーカード関係の更新が本格化

有効期限通知書に沿って必要な手続きを

健康保険証は昨年 12 月 2 日をもって新規発行が終了し、マイナンバーカード（以下、マイナカード）の健康保険証利用（以下、マイナ保険証）を基本とする仕組みへ移行しました。このマイナ保険証の関係で、2 つの有効期限があるのをご存じですか。1 つは、マイナカードそのものの有効期限、もう 1 つはマイナ保険証の利用時やマイナポータルへログインする際などに本人確認用として使われる電子証明書の有効期限です。

マイナカードは、発行日から 10 回目（18 歳未満は 5 回目）の誕生日までが有効期間です。一方、電子証明書の有効期限は年齢を問わず発行日から 5 回目の誕生日までとなっています。なお、電子証明書の更新をしないと有効期限切れから 3 カ月間経過後はマイナ保険証として利用できなくなります。交付開始から 10 年目にあたる 2025 年度は、カード自体と電子証明書の更新が必要なマイナカードが全国で合わせて約 2800 万枚に上るといふ国などの試算も報じられていますので、より注意が必要です。



更新手続きは、有効期限の 2～3 カ月前に水色の封筒で有効期限通知書が送られてきます。マイナカード自体の更新は、有効期限通知書に申請書 ID のある方は 2 次元コードを使ったオンライン申請などが活用できます。申請書 ID の記載がない方は通知書に同封の案内に沿って必要書類をお持ちの上、お住まいの市区町村窓口で手続きを行ってください。

一方、電子証明書の更新手続きは、有効期間内のマイナカードと有効期限通知書（通知書はなくても手続きは可能）をお持ちの上、お住まいの市区町村窓口で行う必要があります。更新手続きが予約制となっている市区町村もありますので、事前に確認しておくといでしょう。

「すこやか健保 2025 年 7 月号」（健康保険組合連合会 2025 年 7 月 1 日発行）

無断転載を禁ずる

● 「ひょうご健康企業宣言」をされた事業所をご紹介します

健康保険組合連合会兵庫連合会・健康保険組合は、「ひょうご健康企業宣言（健康企業を目指して、事業主が事業所全体で健康づくりに取り組むことを宣言する）」の運動を実施しています。

この度、次の事業所が宣言されましたので、お知らせします。

- 株式会社 貝塚工務店 高砂市末広町4番1号

● 行事予定

- 第134回組合会（令和6年度決算）
- ・ 日程 令和7年7月28日（月） 12時～
 - ・ 場所 兵庫建設会館 4階会員ホール

● 事業状況

区 分		令和7年6月分	令和6年6月分	前年同月比
		(A)	(B)	(A) ÷ (B)
事業所数（件）		165	166	99.40%
被保険者数（人）	男	3,221	3,263	98.71%
	女	780	730	106.85%
	計①	4,001	3,993	100.20%
平均標準報酬月額（円）	男	416,990	406,344	102.62%
	女	269,085	264,970	101.55%
	計	388,156	380,498	102.01%
標準賞与額総計（累計・千円）		850,978	878,424	96.88%
被保険者1人当たり標準賞与額（累計・円）		212,691	219,991	96.68%
被扶養者数（人）	②	2,989	3,161	94.56%
扶養率（人）	② ÷ ①	0.75	0.79	94.37%

令和7年度 夏期休業について

8月13日（水）より8月15日（金）の間は、兵庫建設会館の閉館により休業とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、お問い合わせなどは8月18日（月）以降にお願いいたします。

◆ 実は複雑な「熱中症」のメカニズム

熱中症とは、熱によって起こる様々な体の不調のことをいいます。暑さによって体温調節機能が乱れたり、体内の水分量・塩分量のバランスが崩れたりすることが原因です。

運動や作業をすると、体内で熱が生まれます。ただし、人間の体には体温調節機能が備わっているため、体温が上がり過ぎたときには、自律神経の働きによって末梢血管が拡張し、皮膚に多くの血液が流れ込むことで熱を体外に放出します。同時に、体温が上がったら汗をかき、その汗が蒸発するときに体の表面から熱を奪うことで、上がった体温を下げようと働きます。ところが、あまりに暑い環境に長くいると、体温調節機能が乱れて体外への熱の放出ができなくなり、体内に熱がこもって体温が上昇します。また、急激に大量の汗をかくと、体内の水分と塩分が失われ、体液のバランスが崩れてしまいます。

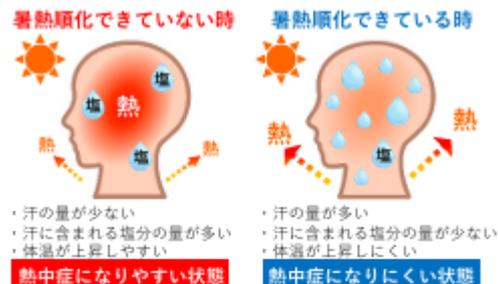
それが筋肉や血流、神経など体の様々な部分に影響をおよぼすと、けいれんやめまい、失神、頭痛、吐き気といった熱中症の症状があらわれるのです。

◆ 暑熱順化で熱中症予防

本格的な夏に向けて必要となるのが、「暑熱順化」です。**暑熱順化**とは、体が暑さに慣れることをいいます。暑い日が続くと、体は次第に暑さに慣れて暑さに強くなります。暑熱順化がすすむと、発汗量や皮膚血流量が増加し、発汗による気化熱や体の表面から熱を逃がす熱放散がしやすくなります。そのため、**熱中症のリスクを減らす**ことができます。

軽く汗をかき運動や入浴などを習慣化し、暑くなる前から余裕をもって暑熱順化をすすめ、暑さに備えましょう。暑熱順化には個人差もありますが、数日～2週間程度かかります。また、初夏や梅雨明け・夏休み明けなど、**体が暑さに慣れていないのに気温が急上昇するとき**は特に熱中症の危険が高まります。

無理せず、徐々に体を慣らすようにしましょう。



暑熱順化の目安	
ウォーキング	30分/週5日ほど
ジョギング	15分/週5日ほど
サイクリング	30分/週3回ほど
ストレッチ	30分/週5日～毎日
入浴	シャワーのみでなく湯船につかる

対策1

暑さに負けない体づくり

- 「水分」をこまめに取ろう
- 「塩分」をほど良く取ろう
- 「睡眠環境」を快適に保とう
- 「丈夫な体」をつくらう

熱中症を予防するためには、暑さに負けない体づくりが大切です。気温が上がり始める初夏から、日常的に適度な運動を行い、適切な食事、十分な睡眠をとるようにしましょう。



対策2

暑さに対する工夫

- 「気温と湿度」をいつも気にしよう
- 「室内」を涼しくしよう
- 「衣服」を工夫しよう
- 「日差し」をよけよう
- 「冷却グッズ」を身につけよう

暑さは日々の生活の中の工夫や心がけてやわらげることができます。適度な空調で室内を快適に保ったり、衣服を工夫することで、熱中症の危険を避けやすくなります。また、日よけをして直射日光を避けましょう。



対策3

暑さから身を守る

- 「飲み物」を持ち歩こう
- 「休憩」をこまめにとろう
- 「熱中症指数」を気にしよう

炎天下でのスポーツや、空調設備の整っていない環境での作業時などでは、熱中症の危険からしっかりと身を守るアクションをとることが必要です。適度な水分と塩分の補給をおこない、こまめに休憩をとるようにしましょう。

